平成２９年（フ）第９０７２号
東京都江戸川区船堀２丁目３－10
債務者　齊藤　基樹
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０７３号
東京都江戸川区中葛西３丁目30－13－205
債務者　齋藤　明義
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０７８号
東京都東大和市蔵敷３丁目766　芝中住宅イ８－502
債務者　田宮　啓子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０７９号
東京都足立区関原１丁目19－６－202
債務者　渡辺　　献
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０８１号
東京都大田区上池台３丁目15－17－301
債務者　岸名みずき
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０８７号
東京都豊島区駒込３丁目24－16－102
債務者　田島千絵子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０８９号
埼玉県さいたま市岩槻区加倉５丁目９－56
債務者　西端草之介
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９３号
東京都足立区千住元町３－２　高橋荘202、住民票上の住所東京都足立区千住元町３－２高橋方202
債務者　千田　弘之
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９５号
東京都江東区潮見１丁目29－23　さざなみ苑
債務者　平塚　正一
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９６号
東京都墨田区亀沢４丁目12－７　恭央マンション４Ａ
債務者　浜絵理こと　蒋　　延萍
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９７号
東京都新宿区住吉町14－17
債務者　飯塚　良子（旧姓宗像）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１０２号
東京都調布市染地２丁目32－30－103
債務者　浜口　正行
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１０６号
東京都品川区勝島１丁目９－11
債務者　蝦名　竜雄
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１１０号
東京都葛飾区立石２丁目28－６－802
債務者　大辻　和巳
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１１１号
東京都板橋区常盤台１丁目40－４－401
債務者　中根　広幸
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１２６号
東京都中野区南台２丁目30－16－201
債務者　石川　研示
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部